

人間ドック（指定医療機関以外）のご案内

指定医療機関を除く県内・外すべての医療・健診機関が対象です。

1. 対象者

40歳以上の被保険者および被扶養者(配偶者のみ)

2. 利用方法 *毎年11月中旬頃、利用案内を事業所にお知らせします。*

- 期日までに事業主を経由して所定のドック利用届を提出して下さい。
- 希望者は、各自で直接医療・健診機関を予約し、医療・健診機関の案内により、利用して下さい。
- 利用当日、健診料全額を医療・健診機関に支払って下さい。
- 利用後、人間ドック利用補助金交付申請書に領収書、人間ドック結果通知書
および特定健診問診票を添付して申請をして下さい。
- 健保補助額は、15,000円です。

3. その他

- 生活習慣病予防健診は受健できません。
- 労働安全衛生法第66条に定められている定期健康診断の検査項目および特定健診検査項目すべてを含む基本検査項目を受けて下さい。